

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付事務並びに妊産婦等の訪問指導、健康診査及び健康の保持・増進に関する施策を実施する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 健康診査の実施又は勧奨に関する事務 (2) 妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務
③システムの名称	1 番号連携システム 2 中間サーバー 3 地域健康支援システム 4 マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 5 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
妊娠届出情報、健康診査に関する情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、95及び112の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	次世代育成部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課（保健センター） 電話番号 0566-23-8877
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課（保健センター） 電話番号 0566-23-8877

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----------	---

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	------------	--

判断の根拠	
-------	--

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる職員が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、システム上簡単に操作できなくしてあるため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	評価実施機関における担当 部署 ①部署	福祉健康部健康課	次世代育成部子育て支援課	事後	
平成29年4月1日	評価実施機関における担当 部署 ②所属長	健康課長 岩見 真人	子育て支援課長 井上 治	事後	
平成29年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先	刈谷市役所福祉健康部健康課(保健センター)	刈谷市役所次世代育成部子育て支援課(保健 センター)	事後	
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ 連絡先	刈谷市役所福祉健康部健康課(保健センター)	刈谷市役所次世代育成部子育て支援課(保健 センター)	事後	
平成29年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交 付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性 並びに乳児の健康の保持及び増進に関する施 策を実施する事務を行い、以下の事務で特定 個人情報を取り扱う。 (1)保健指導 (2)妊産婦、新生児、乳幼児の訪問指導 (3)健康診査 (4)妊娠の届出 (5)母子健康手帳の交付 (6)低体重児の届出	母子保健法に基づき、妊娠届出書の提出を受 け母子健康手帳の交付・保健指導等を行って いる。	事後	
平成29年4月1日	2. 特定個人情報ファイル名	母子健康手帳交付ファイル	妊娠届出情報	事後	
平成31年4月10日	5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 井上 治	子育て支援課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月10日	Ⅱしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1万人以上10万人未満	1000人以上1万人未満	事後	
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、妊娠届出書の提出を受け母子健康手帳の交付・保健指導等を行っている。	1 母子保健法に基づき、妊娠届出書の提出を受け母子健康手帳の交付・保健指導等を行っている。 2 母子保健法に基づき、健康診査等を行っている。	事後	
令和2年4月8日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 総合番号連携システム 2 中間サーバー	1 統合番号連携システム 2 中間サーバー 3 地域健康支援システム	事後	
令和2年4月8日	2. 特定個人情報ファイル名	妊娠届出情報	妊娠届出情報、健康診査に関する情報	事後	
令和2年4月8日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 56の2の項	1 56の2、69の2の項	事後	
令和2年4月8日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 第30条	2 30、38の3条	事後	
令和2年12月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 母子保健法に基づき、妊娠届出書の提出を受け母子健康手帳の交付・保健指導等を行っている。 2 母子保健法に基づき、健康診査等を行っている。	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付事務並びに、妊産婦等の訪問指導、健康診査及び健康の保持・増進に関する施策を実施する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 健康診査の実施又は勧奨に関する事務 (2) 妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務	事前	
令和2年12月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2別表第2における情報提供の根拠 56の2、69の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及びに情報を定める命令 情報提供の根拠 第30、38の3条	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 69の2の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 56の2、69の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 38の3条 (2)情報提供の根拠 30、38の3条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月9日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	【○】接続しない(入手)	【 】 接続しない(入手) 目的以外の入手が行われるリスクへの対策が十分か[十分である]	事前	
令和4年4月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1 番号法第19条第7号及び別表第2	1 番号法第19条第8号及び別表第2	事後	
令和5年4月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 統合番号連携システム 2 中間サーバー 3 地域健康支援システム	1 統合番号連携システム 2 中間サーバー 3 地域健康支援システム 4 マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 5 申請管理システム	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 統合番号連携システム 2 中間サーバー 3 地域健康支援システム 4 マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 5 申請管理システム	1 番号連携システム 2 中間サーバー 3 地域健康支援システム 4 マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 5 申請管理システム	事前	
令和6年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の49の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令 で定める事務を定める命令 第40条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表70の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 69の2の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 56の2、69の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 38の3条 (2)情報提供の根拠 30、38の3条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、95及び112の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項	事後	
令和6年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表70の項	番号法別表70の項	事後	
令和7年9月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	【 】 人手を介在させる作業はない 人為的なミスが発生するリスクへの対策が十分か:十分である 判断の根拠:データの取り込み後、副本に登録される情報の入力間違いがないかダブルチェックを行っているため。	【○】 人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年9月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 判断の根拠:権限を担当者に付与しており、担当者も各自個別のパスワードで管理しているため。	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 判断の根拠:システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる職員が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、システム上簡単に操作できなくしてあるため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	